

CAN DO

“可能性への挑戦”

第32号

金田会計事務所通信

【 無知を知ること 】

ある経営者が一日の報告を毎日社員全員に報告させていました。しかし、社員の中には毎日同じ事の繰り返しにしか過ぎない単純な仕事なので、「特にありません。」と答える者もいるのだと言います。それでも報告させることをやめない理由に「1日生きて活動していれば何かあったらう。それに気づかないことは人生の損失だから」とおっしゃっておられました。

人それぞれに役目があります。昔、営業が得意で、こうすれば売れるんだという確信を持ちながら、全く逆の方法で売上を伸ばす人を見て驚いた事があります。自分のやり方がすべてではないのです。きっと何かまだ知らないものがあるに違いありません。世界は広く、まだ出会ったことのない素敵なことが満ち溢れていると考えると何かうれしいような気がします。そう考えれば多様性こそ私にとって必要なのです。

仕事一つを取っても、他に何か方法はないかと考えてしまい、人に聞いたり、調べたりを繰り返し、それ故時間がかかりすぎる時もあります。結論として何も変わらないことも多くあります。しかし、その過程で得たものが後に役立ったことも少なくありません。人間が苦勞してもなお頑張れるのは、この苦勞は必ず報われると信じるからです。自分の使命に自信を持つことが非常に大事です。ルーチンの仕事だから何も無いではありません。自信を無くしていたり、何か価値の無いつまらない仕事だからと思っていると大切なものも見落としてしまうことになるのでしょう。それは恐ろしいことです。

環境がどうのこうのというよりは、やはり自分に自信や誇りをどう持つのかが大きな問題です。多くのことをよくわかっていないということを知ることが逆に現状の閉塞感を打破し、希望をもたらすことになるのだらうと私には考えざるを得ないのです。



金田 康良

2013年 8月



使える新政策減税!

平成25年度税制改正で創設された政策減税の中でうまく利用すれば使えるものがいくつかありますので、その中から3点ご紹介したいと思います。



【生産等設備投資促進税制】

国内の設備投資を喚起するのが目的です。国内の設備投資を増加させた場合にその取得価額の **30%の特別償却** または **3%の税額控除** (法人税額の20%を限度) が適用できます。

(要件)

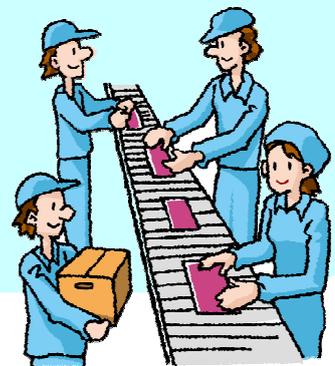
- ① **青色申告法人** であること
- ② 当期の **国内** における生産等設備の取得価額(投資額)の合計額が **当期の減価償却額、及び前期の国内生産等設備の取得価額の110%** を超えること
- ③ **平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度** (設立事業年度を除く) の期間の設備投資であること(個人事業者は平成26年、平成27年の2年間)

★生産等設備とは？

⇒ 国内の工場などで「生産等活動」の用に **直接** 供される減価償却資産のことで、工場の建物や機械、店舗や自動車整備工場の作業場、さらに営業用車両を含みます。ただ、本店、寄宿舍、事務用器具など直接生産設備の用に供されていないものは対象外なので、車両についてもしっかりと説明できることが必要です。

★一棟の建物が店舗と事務所に共用される場合は？

⇒ **その共用資産全体を生産等設備とみなす** か、合理的(床面積割合や使用時間)に按分するかの方法で区分します。



【商業・サービス業等活性化税制】

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業の活性化を図る目的です。**経営改善指導等を受けて行う設備投資** については設備取得価額の **30%の特別償却** または **7%の税額控除** (法人税額の20%を限度) が適用できます。

(要件)

- ① **青色申告中小法人**であること
- ② **経営改善のための指導又は助言を認定経営革新等支援機関等**から受け、設備投資を行うこと
- ③ 対象設備:1台 **30万円以上**の器具備品、又は**60万円以上**の建物附属設備(例:陳列棚、レジスター、看板等)
- ④ **平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得した**設備投資であること



経営改善の指導・助言を行う者とは？

⇒ 商工会議所や財務省・経済産業省から認定を受けた認定経営革新等支援機関等をいいます。当事務所は認定経営革新等支援機関等の認定を受けていますのでお気軽に相談ください。



中小法人とは？

⇒ **資本金1億円以下**(税額控除を受ける場合は3,000万円以下)の法人及び**従業員数1,000人以下**の個人事業主をいいます。



【所得拡大促進税制】

個人の所得水準を上げるため従業員給与を上げる企業を応援する目的です。**国内の役員以外の雇用者**に対して支給する給与金額が一定額以上増加した場合、その**増加額の10%**を当期の法人税額の10%(中小企業者は20%)を限度として**税額控除**することができます。



(要件)

- ① **青色申告法人**であること
- ② 給与等支給額が**基準雇用者給与等支給額**(適用開始事業年度の前年分の給与等支給額)を**5%以上増加**していること
- ③ 給与等支給額が**前年分を下回らない**こと
- ④ **平均給与等支給額**が**前事業年度**の平均給与等支給額を**下回らない**こと
- ⑤ **平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度の期間**(個人事業者は平成26年、平成27年、平成28年の3年間)



★平均給与等支給額とは？

⇒ 給与等支給額(賞与を含み、日雇い分を除く)から月別支給対象者数(日雇い人を除き、パートを含む)の合計数で割った金額をいいます。

★事前届け出は必要？

⇒ 事前届け出は必要なく確定申告時に明細書を添付するだけです。また、**雇用促進税制**とは選択適用となります。

(例)6月決算法人

・平成24年7月～平成25年6月までの給与総額(役員報酬を除き、賞与を含む)が1,000万円、月平均従業員数4人(年累計48人)

・平成25年7月～平成26年6月までの給与総額(役員報酬を除き、賞与を含む)が1,500万円、月平均従業員数5人(年累計60人)

- ① $(1,500 \text{万円} - 1,000 \text{万円}) \div 1,000 \text{万円} = 50\% > 5\% \Rightarrow \text{OK}$
 - ② $1,500 \text{万円} > 1,000 \text{万円} \Rightarrow \text{OK}$
 - ③ $(1,500 \text{万円} \div 60) = 25 \text{万円} > (1,000 \text{万円} \div 48) = 20.8 \text{万円} \Rightarrow \text{OK}$
- ∴ $(1,500 \text{万円} - 1,000 \text{万円}) \times 10\% = 50 \text{万円}$ (税額控除額)



当事務所は認定経営革新等支援機関等の認定を受けています。それにより政策減税や助成金の申請、融資の金利優遇が受けられる可能性がありますのでお気軽にご相談ください。

気さくて、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



8月13日(火)～15日(木)まで
夏期休暇とさせていただきます。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目4番5号 本丸田ビル3階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/